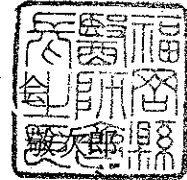




福岡医発第1681号(保)
平成14年12月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



労災保険「二次健康診断等給付」のシステム化について

労災保険「二次健康診断等給付」制度は、労働者の業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発症を予防するため、労働安全衛生法の規定による定期健康診断等のうち、直近のもの（一次健康診断）で、①血圧測定、②血中脂質検査、③血糖検査、④肥満度の測定のいずれの検査においても異常の所見が認められた場合に労災保険の保険給付として、より精度の高い健康診断と保健指導（特定保健指導）を給付するものとして、平成13年4月1日から実施されているものであります。

労災保険における各給付の事務処理については、迅速・適正な給付等を目的に順次システム化が実施されていますが、二次健康診断等給付の事務処理についても、今般、給付請求書、費用請求書及び費用請求内訳書の受付から支払までの一連の業務をシステム化することとし、平成15年4月1日より「二次健康診断等給付システム」が稼動されるとともに、システム稼動後は下記のとおり事務処理の変更が行われる旨別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、厚生労働省より日本医師会を通じて正式な通知が届きましたら、改めてご連絡申し上げますが、すでに厚生労働省作成の別紙リーフレットが、各都道府県労働局、労働基準監督署、R I C地方事務所に設置され、また、二次健康診断等給付指定医療機関には厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務室より直接送付されておりますことを申し添えます。

記

1. システム稼動日

平成15年4月1日

2. 現行の事務処理とシステム稼働後の事務処理の変更点

(1) 給付請求書、費用請求書及び費用請求内訳書の提出先の変更

現行の事務処理では、二次健診等給付指定医療機関は、給付請求書、費用請求書及び費用請求内訳書について、二次健診を受診した労働者が所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出することになっているため、管轄ごとの労働局に振り分けそれぞれの労働局へ送付しているが、システム稼働後は、二次健診等給付指定医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出することとなる。

(2) R I Cの業務及び都道府県労働局の審査について

現行の事務処理では、R I Cは給付請求書等の事務的な点検を手作業で行っているが、システム稼働後は、OCR入力により、請求日、請求額の確認等をシステムでチェックする。

都道府県労働局では、R I Cの点検結果を基に審査を行っているが、システム稼働後は、システムチェックにより審査が省略され、事務処理の迅速化・効率化が図られる。

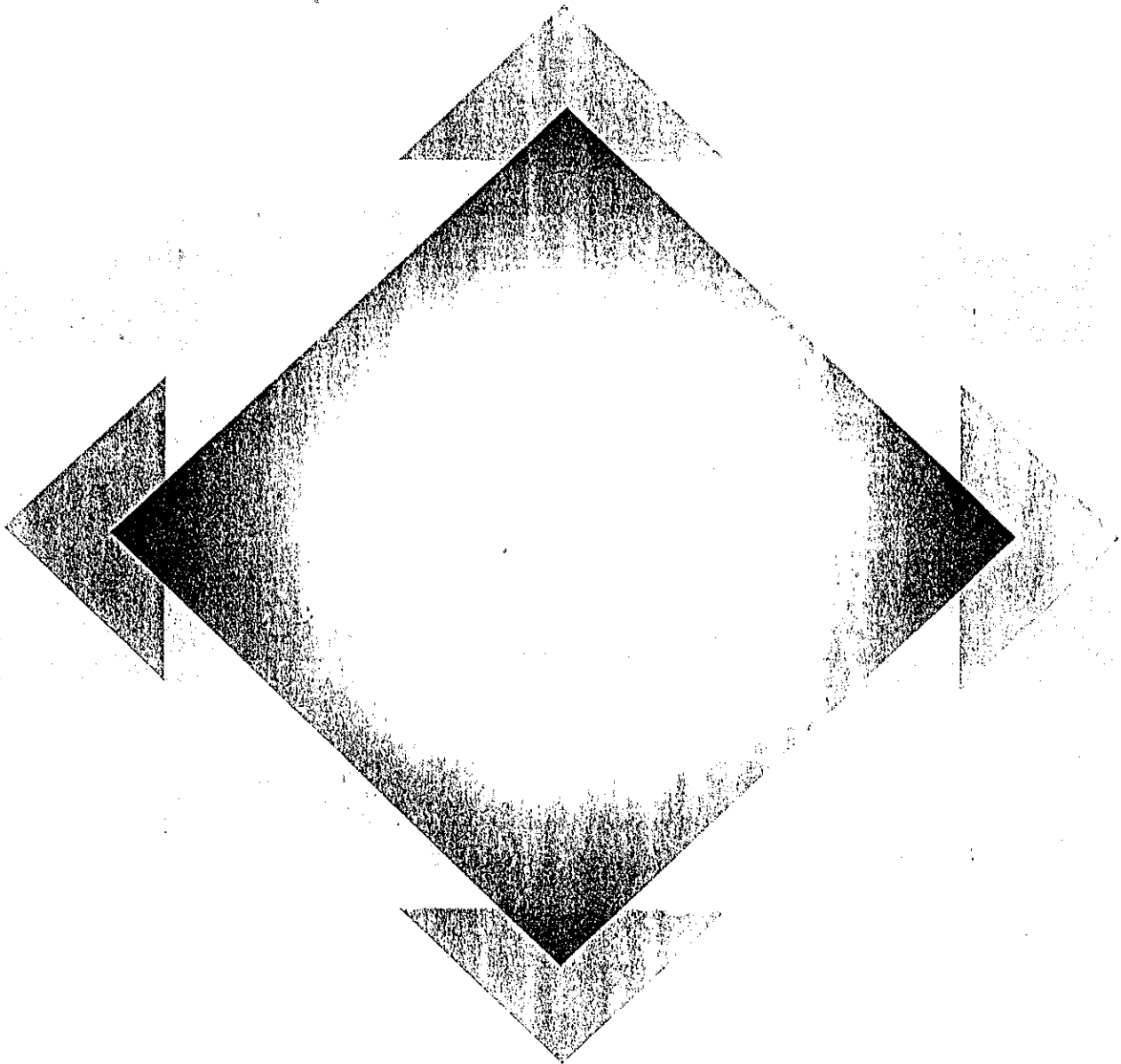
(3) 労災指定病院等登録（変更）報告書について

本来、労災指定医療機関として指定を受ける場合及び登録内容に変更があった場合に使用するものであるが、二次健康診断等給付の指定医療機関、アフターケア委託費の指定・変更においても共通して使用することができることとした。

現行の事務処理では、指定医療機関が登録している情報に変更があった場合、労災指定として届出と二次健診指定としての届出を別に行っていたが、帳票を1つにまとめた。

二次健康診断等給付システムが

平成15年4月1日から
スタートします



厚生労働省
労働基準局労災補償部
労災保険業務室

二次健康診断等給付

平成13年4月から二次健康診断等給付が施行されています。

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法第66条第1項又は同条第5項ただし書き規定による定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、脳血管疾患及び心臓疾患等に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖及びBMI（肥満度））すべてについて異常の所見があると診断された場合に、労働者の請求に基づき給付するものです。

二次健康診断等給付は、労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院、診療所若しくは健診センター（以下「健診給付病院等」といいます。）において、直接二次健康診断及び特定保健指導そのものを給付（現物給付方式）することになります。

したがって、二次健康診断等給付を行った健診給付病院等に対しては、その費用（以下「二次健診費」といいます。）を国から支払うことになります。

二次健康診断等給付システム

平成15年4月1日から、二次健康診断等給付システムが稼働します。

健診給付病院等から提出された給付請求書、費用請求書及び費用請求内訳書（以下「レセプト」といいます。）について、形式的及び論理的なチェックをシステム化することにより、迅速・適正な支払いを行うことができます。

システム稼働にあたっての変更点

【請求書の提出先が変更されます】

システムの稼働に伴い、二次健診費に関する給付請求書、費用請求書及びレセプトの提出先が変更になります。これまで、給付請求書、費用請求書及びレセプトは、二次健康診断を受診する労働者が所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」といいます。）に提出していましたが、システムの稼働後は、健診給付病院等の所在地を管轄する労働局に提出することになります。

【帳票が変更されます】

新たに健診給付病院等の登録・変更を受ける場合には必要な書類の一部が、OCR帳票になります。

なお、システム稼働後においても、二次健診費を請求するにあたっては、従前どおり給付請求書、費用請求書及びレセプトを提出することになります。